

★本案内は、日インドネシア協定利用者のみが対象です★

【2023年12月18日】2ページ目に、僅少材料に関する注意事項を追記しました。

2023年11月20日

日インドネシア協定利用者 各位

日本商工会議所

日インドネシア協定（JIEPA）におけるHS2017の採用に伴う
特定原産地証明書申請手続き等について
（発給システムに登録のHSコードの確認・修正等）

7月7日にご案内

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/JIEPA_HS2002toHS2017.pdf のとおり、日インドネシア協定が採用するHSコードが、2024年2月5日以降は2002年版（HS2002）から2017年版（HS2017）に変わります。

これに伴い、日インドネシア協定利用者の皆様にご対応いただくこと、ならびに移行に伴う判定依頼・発給申請の受付期間等について、以下のとおりご案内申し上げます。

記

1. 製品の原産性とHS2017でのHSコードの確認等

日インドネシア協定の原産品判定番号を保有する企業は、HS2002からHS2017への変更に伴い、以下の3点をご確認ください。

（1）HS2017でのHSコード

HS2017におけるHSコードをご確認ください。

（適用するHSコードは輸入国（インドネシア）税関の見解が優先されます）

（2）製品の原産性

HSコードの移行に伴い、協定に定める原産性を保持しているかご確認ください。

CTCで判定依頼を行っている場合、材料のHSコードもご確認ください、原産性が保持されていることをご確認ください必要があります。

なお、移行後のHSコード（HS2017）における8708項の一部製品では、製品と材料のHSコードが同一であっても一定の条件の下で原産品として認められることになっていきますので、該当する製品の場合はご注意ください（詳細は、[下記「8708項の一部号（HS2017）」](#)における「製品の一般名称（英文）」入力について」をご参照）。

また、原産性の保持を確認するために使用した関係資料は、特定原産地証明書の発給日の翌日より5年間保存し、輸出国政府や関係機関等からの要請に応じて提出できるようにしてください。

●2023年12月18日追記：僅少材料に関する注意事項

保有する原産品が下記条件の両方に該当する場合、2024年2月5日以降（HS2017適用後）、当該原産品を利用して特定原産地証明書の発給を受けると、「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下、「法律」という）」第6条第1項第2号の「記載の誤り」に該当し、国（経済産業省）に報告する必要がありますので、ご留意ください。

<条件>

- HS2002において、製品HSコードと同じ非原産材料HSコードがあり、日インドネシア協定第31条「僅少の非原産材料」の規定を適用している。
- HS2017において、僅少を適用している非原産材料のHSコードが変わり、製品HSコードと非原産材料HSコードが異なる結果、CTCルールでの原産性の立証が可能となる（この場合、僅少の適用が不可となる）。

【例】品目別規則がCTH（4桁変更・項変更）の場合

HS2002		HS2017	
製品 HSコード	材料 HSコード	製品 HSコード	材料 HSコード
XXXX.XX	XXXX.XX（非原産） ※CTHを満たさないため、 僅少適用	XXXX.XX	XX□□.XX（非原産） ※CTHを満たすため、 僅少適用不可
	XX00.XX（非原産）		XX00.XX（非原産）

<上記条件の両方に該当する場合の対応策>

当該原産品について、僅少なしの判定（CTCルールによる判定）を再申請して原産品判定番号を取り直していただく必要があります。

<詳細説明>

- 発給申請の際、僅少を適用している非原産材料が含まれる原産品判定番号を選択すると、僅少の情報が含まれた特定原産地証明書のデータ（e-CO）が相手国税関に送信されます。
- 一方、日インドネシア協定上、僅少を適用する非原産材料は「non-originating materials used in the production of a good that do not satisfy an applicable rule for the good」と、品目別規則（CTCルール）を満たさない非原産材料に限定されています。したがって、HS2017への変更に伴い、当該非原産材料がCTCルールを満たすことになる場合、僅少の適用が不可となります。
- 以上を踏まえ、2024年2月5日以降（HS2017適用後）、僅少を適用している非原産材料が含まれる原産品判定番号を用いてe-COの発給を受けると、当該e-COは法律第6条第1項第2号の「記載の誤り」に該当し、国（経済産業省）に報告する必要があります。

(3) 発給システムに登録されている製品のHSコードの確認・修正

以下の移行対応プログラムから、発給システムに登録されている製品のHSコードを2024年2月2日（金）までにご確認いただき、必要に応じ修正ください。

なお、移行後のHSコード（HS2017）が8708項の一部製品では、「製品の一般名称（英文）」を追加でご入力いただく必要があります（詳細は、下記「[8708項の一部号（HS2017）](#)における「製品の一般名称（英文）」入力について」をご参照）。

<<<HS 移行対応プログラム>>>

※第一種特定原産地証明書発給システムにログインしたうえでご利用ください。

※操作方法に関するマニュアルは[こちら](#)

発給システムのHS移行対応プログラムは、国際連合が公表している対応表に基づき、候補となるコードを提示する仕組みを用意していますが、適用するHSコードは輸入国税関の見解が優先されるため、これらの候補以外のコードが示されることもあり得ます。必ず各社で当該製品の輸入時のHSコードをご確認くださいようお願いいたします。

●HS Correspondence tables (United Nations)

<https://unstats.un.org/unsd/classifications/Econ/tables/HS2017toHS2002ConversionAndCorrelationTables.xlsx>

なお、移行後のHSコード候補に応じて、移行対応プログラムの初期値を以下のとおり3パターンに分けております。

また、2024年2月5日以降の登録HSコードは、移行対応プログラムでの確認操作の仕方により次のとおりとなります。

	移行後のHSコード候補		
	①	②	③
	移行後のHSコードが1つに特定できる	移行後のHSコードが1つに特定できない(複数に分かれる)	
		移行後の候補に旧HSコードと同じものがある	移行後の候補に旧HSコードと同じものがない
移行対応プログラムの初期値	移行後(HS2017)のHSコード	移行前(HS2002)と同じHSコード	「未確認・未決」 ※手動で移行後(HS2017)のHSコードを選択もしくは入力

移行対応プログラムでの確認操作

操作	2024年2月5日以降の登録HSコード		
未確認のまま(操作しない)	初期値(HS2017)を登録(※1)	初期値(HS2002と同じ)をHS2017のHSコードとして登録(※1)	確認保留(※2)
確認を実施(HSコードを選択・入力して更新)	確認したHSコード	確認したHSコード	確認したHSコード
「未確認・未決」を選択	確認保留(※2)	確認保留(※2)	確認保留(※2)
「使用停止」を選択	使用停止	使用停止	使用停止

- ※1 ①および②のケースについては、確認操作(変更後HSコードを選択または入力し、「更新」すること)をしていなくても、移行対応プログラムの初期値に登録されたHSコードが2024年2月5日以降そのままHS2017のHSコードとして登録されます。2024年2月5日以降、HSコードの確認操作は一切不可になります。ただし、一部292品目の商品につきましては、HS2017への移行により原産性が認められなくなる可能性があるものとして、経済産業省が指定し、申請者側での確認操作(変更後HSコードを選択または入力し「更新」すること)が必須のため、確認保留(状態が未確定・未定)となります。

詳細は、以下リンク先の操作説明の8頁をご参照ください。

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/JIEPA_HS_manual.pdf#page=8

- ※2 確認保留(状態が未確定・未定)で2024年2月5日を迎えた判定番号は、当面の措置として2024年2月5日以降に1回だけ確認操作することができることとします。

未確認、または確認作業が十分でなかった結果、データに誤りがある場合は、修正のために以下のような多くの煩雑な手続きを要することになります。

- ①HSコードに誤りがある場合、その判定番号は無効となり、再度、判定依頼を提出、承認を得ていただくこととなります(新しい判定番号となり、商品利用回数も1回からとなります)。
- ②証明書の発給後にHSコードの誤りが発覚した場合、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第6条により、記載の誤りの通知を、日本商工会議所にご提出いただくこととなります。

- ③証明書の利用後に原産性の喪失が発覚した場合には、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第6条により、特定原産品でなかったことの通知を、日本商工会議所にご提出いただくこととなります。また、経済産業省は証明書の発給の決定を取消し、証明書を利用した物品の仕向国に対し、特定原産品でなかった旨の通報を行うこととなります。

●**8708 項の一部号 (HS2017)** における「**製品の一般名称 (英文)**」入力について

※「HS 移行対応プログラム」での手続きの後のご対応となります。

移行後の HS コード (HS2017) が 8708 項の以下の号に該当する場合、部分品（材料）から完成品（製品）への明らかな変化が確認できる場合に限り、製品と材料の HS コードが同一であっても原産品として認められます。

【製品と材料の HS コードが同一でも一定条件で原産品と認められる HS コード】
8708. 30、8708. 40、8708. 50、8708. 80、8708. 91、8708. 92、8708. 94

このため、HS コード移行の結果、製品の HS コードが上記に該当する場合、材料に同一の HS コードがあっても、部分品から本体への明らかな変化が認められる場合には、判定番号の利用を継続することができます。

HS2017 移行後の品目別規則の詳細は、外務省のサイトに掲載されておりますので、各自ご確認いただければ幸いです。

日・インドネシア経済連携協定附属書二の改正及び運用上の手続規則の修正について
(外務省 令和 5 年 7 月 3 日)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page24_002241.html

このため、上記 HS コードの全ての製品について、部分品（材料）と完成品（製品）の別を確認するため、原産品判定依頼時にご登録いただいた「輸出産品名（英文）」とは別に、「製品の一般名称（英文）」をご記入いただく必要があります。

「HS コード移行確認画面」内にある「製品の一般名称（英文）」ボタンをクリックし、「製品の一般名称（英文）」をご入力ください。

この際、入力する産品名には、どのような産品であるか明確になるよう、以下例をご参照のうえ、必ず「一般的な名称（英文）」をご入力ください。

詳細は、以下リンク先の操作説明の 9～11 頁をご参照ください。

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/JIEPA_HS_manual.pdf#page=9

2. 2024年1月～2月の判定依頼・発給申請受付期間

(1) 原産品判定依頼

- ・ HS2002に基づく判定依頼受付：2024年1月22日（月）まで
- ・ HS2017に基づく判定依頼受付：2024年2月5日（月）から開始

注1：HS2002による判定依頼が2月2日（金）までに「承認」となっていないものは、システム上の状態を「保存」に戻します。

この場合、2024年2月5日以降にHS2017により再度判定依頼いただくこととなります。

注2：2024年2月2日までにHS2002にて産品判定番号を新規に取得した場合も、上記「1. 産品の原産性とHS2017でのHSコード番号の確認等」を行いませんと、システム上で適切な移行が行われられない可能性があります。

注3：2024年2月4日までは、日インドネシア協定のルールにもとづき、HS2017による判定依頼はできません。

(2) 証明書の発給申請

- ・ HS2002による発給（再発給含む）申請受付：2024年1月29日（月）まで
- ・ HS2017による発給申請受付：2024年2月5日（月）から開始

注1：HS2002による発給申請が2024年2月2日（金）までに「承認」になっていないものは、状態を「保存」に戻します。

この場合、2024年2月5日（月）以降にHS2017により再度発給申請いただくこととなります。

注2：2024年1月30日（火）以降はインドネシア協定のHS2002による新規の発給申請はできません。十分に余裕をもって申請いただきますようお願いいたします。

注3：2024年2月4日までは、日インドネシア協定のルールにもとづき、HS2017による発給申請はできません。

[<<<日インドネシア協定のHSコード移行に関するQ&A>>>](#)

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部

問い合わせフォーム：<https://www.jcci.or.jp/jiepa-hs2017-hs.html>